

労働安全衛生法改正に伴う厚生労働大臣が定める研修
安全管理者選任時研修開催のご案内（第4回）

主催：（一社）三田労働基準協会・（一社）品川労働基準協会
（一社）大田労働基準協会【幹事】・渋谷労働基準協会

労働安全衛生規則が改正され平成18年10月1日から、安全管理者の選任にあたり従来の資格要件に加えて、実務能力を確保するため、厚生労働大臣の定めた一定の研修を修了していることが追加されました。

また、平成18年10月1日の時点において、安全管理者の経験年数が2年未満の方につきましても安全管理者選任時研修が義務づけられております。

常時50人以上の労働者を使用する下記の業種（※）においては、安全管理者の退職、転勤等から資格者が不在による未選任の状態になることのないよう、予め安全管理担当者等に安全管理者選任時研修を受講させておくことが望ましいと思われまます。

つきましては、このたび、安全管理者選任時研修を下記により開催することにしたので、皆様方多数が受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時 平成28年11月9日(水)～10日(木)[1.5日]（両日とも開場は9:00より）
1日目 9日 9:00～16:15 消費者生活センター 2階 第2集会室
2日目 10日 9:00～12:00 消費者生活センター 2階 第3集会室
- 会場 消費者生活センター 2階 大田区蒲田5-13-26
- 研修科目 法令に定められた科目（講師：労働安全コンサルタント、テキスト：中災防発行）
- 修了証 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、2日目の研修終了時修了証を交付します。
- 講師 労働安全コンサルタント 本橋秀一郎 氏
- 定員 20名
- 受講料 上記4協会の会員 8,000円（テキスト代、消費税込）それ以外の方10,000円
- 申込方法等

- 受講申込：裏面申込書により、三田協会あて Fax (03-3451-7692) して下さい。
- 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あて Fax 返信します（申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい）。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から11月2日まで2週間ない場合は11月2日（水）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| ・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 | ・口座番号：普通預金 0397963 |
| ・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 | ・住所：港区芝4-4-5 (Tel.03-3451-0901) |

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例1109 ○○カイシャ等）

- 受講の取消：11月2日（水）までの取消は受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

9. その他

- 受講者は、講習当日受講票を提示下さい。2日目は修了証受領のため、認印をご持参下さい。
- 修了証は（一社）大田労働基準協会名で発行されます。紛失された際の再交付手続きは、（一社）大田労働基準協会になります。（手数料が必要です）。

*問合先 研修内容に関することは（一社）大田労働基準協会 電話 03-3738-0118 にお願ひします。
（この講習は城南労働基準協会協議会（三田・品川・大田・渋谷協会）の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。）

(※)参考

次の業種に該当し常時50人以上の労働者を使用する事業場は安全管理者の選任が必要です。

- 1、林業・鉱業・建設業・運送業及び清掃業
- 2、製造業（物の加工業を含む）・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・各種商品卸売業・家具・建具・じゅう器等卸売業・各種商品小売業・家具・建具・じゅう器小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業及び機械修理業